

山梨県移住支援事業

東京圏からの移住をお考えの方に！



移住先市町村から移住支援金

が交付されると住宅ローン金利が低くなる！！



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

【フラット35】Sで
さらに金利を
引下げ

当初**10年間**の借入金利 年**0.3%**引下げ

【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)

制度のある市町村などの詳細情報は、
以下のサイトをご覧ください。
やまなし移住・定住総合ポータルサイト
<https://www.iju.pref.yamanashi.jp>
移住支援金制度に関するお問い合わせ先は、
各市町村の移住担当窓口または
山梨県県民生活部地域創生・人口対策課 ☎055-223-1850



【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話などは、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金がかかります。))



写真提供：やまなし観光推進機構

世界に誇る日本のシンボル
その歴史や文化を後世へ

太古から信仰の対象として人々に崇められ、数多くの芸術作品を生み出している富士山は、平成25年に世界文化遺産へ登録されました。世界に誇る日本の象徴として、その貴重な歴史や文化とともに後世に継いでいきます。

山梨県



①移住支援金制度(山梨県出身者も対象)

就業から3ヶ月以降かつ移住から1年以内に移住先市町村に申請

東京圏から山梨県内の市町村に移住

以下に該当する方が、平成31年4月1日以降に山梨県内で制度のある市町村に移住し、その後**5年以上継続して居住する**場合が対象です。

・移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し東京23区に通勤していた方。ただし、直近1年以上は東京23区に在住または通勤していることが必要。

マッチングサイトの掲載求人に応募

山梨県または他の道府県がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人に応募し新規就業した方または起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方

+

移住先市町村から移住支援金を交付
世帯100万円／単身60万円

【フラット35】S
でさらに金利を
引下げ

②【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)

当初10年間 年0.3%金利引下げ

移住先市町村から移住支援金を受ける方

【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)をご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)をご利用いただくためには、各市町村から、「移住支援金の交付決定通知書」の交付を受ける必要があります。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



山梨県移住支援・就業マッチング
サイトについてはこちら



＜注意事項＞●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。このほか、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問い合わせください。【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、借換融資には利用できません。

●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Aプラン)と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Bプラン)があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問い合わせください。●【フラット35】は投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。(令和2年4月現在)